

伊万里市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月23日

伊万里市長 深 浦 弘 信

伊万里市条例第9号

伊万里市国民健康保険条例の一部を改正する条例

伊万里市国民健康保険条例（昭和34年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「40万8,000円」を「48万8,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る第5条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。